

令和3年3月1日

加盟団体殿

愛知県社会人クラブバドミントン連盟

令和3年度愛知県社会人クラブバドミントン連盟加盟登録について

みだしのことについて新年度の登録時期となりました。所定の用紙（団体登録、個人登録）に下記事項留意のうえ手続きされますようご通知致します。

記

- | | | | |
|---|-------|-----------------------------|--------|
| 1 | 団体加盟金 | 新たに団体登録をする1団体 | 2,000円 |
| 1 | 団体登録料 | 令和2年度登録団体は今回必要ありません（今年度は免除） | |
| | | 新たに団体登録をする1団体 | 8,000円 |
| 1 | 個人登録料 | 1人 | 2,600円 |

（日本バドミントン協会登録済コピー同封の事）

1 その他

- (イ) 2021年度愛知県バドミントン協会会員登録申込書（個人登録）、令和3年度愛知県社会人クラブ連盟団体登録申込書（団体登録）により、登録料を添えて令和3年3月25日までに下記申し込み場所へ手続きすること。この場合申込手続きの料金は必ず郵便振替とすること。電話、登録料振替なきもの、直接持参されるものについては受付けません、以後の手続きは毎月月末とする。
- (ロ) 団体加盟金は令和2年度に於て団体登録がなされていない団体が本年度新規に団体登録する場合に納入すること。（以前に登録された団体でも前年度登録なき場合は新規加盟とみなされます）
- (ハ) 団体登録申込書は1枚、協会会員登録申込書は1枚となっております。申込時には以上の書類を揃えて下記の申し込み場所へ送付して下さい。
- (ニ) 1. 2. 3級公認審判員及び公認指導員資格者は必ず毎年度、個人登録の手続きをすること。手続きをしないと、取得していたものが全部無効になります。
- (ホ) 個人登録は、他連盟（他都道府県協会も含む）との二重登録はできませんので、ご確認ください。
- (ヘ) 平成15年度より社会人クラブ連盟主管の試合に参加される教職員の方の個人登録は社会人クラブ連盟に登録していただいています。教職員連盟に個人登録をされた方は社会人クラブ連盟主管の試合には参加できませんのでご了承下さい。
- (ト) 加盟された団体については当連盟の主催する行事及び決定事項についてすすんでご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。
- (チ) 申込場所以外の申込みについては、連盟では責任を持ちませんので所定の場所へ手続きすること。

* 登録申込み場所（登録についての問い合わせについても受け付けます）

〒 456-0035
名古屋市熱田区白鳥 3-5-15 シェモア白鳥 303号
池田茂樹 気付
愛知県社会人クラブバドミントン連盟
TEL 052-683-9733
FAX 同上
メール msbf@badminton-aichi.com

振込先	
個人登録料	銀行振込先 愛知銀行 大高支店 普通預金 238603 池田茂樹 (いけだしげき)
団体登録料	郵便振込先 口座番号 00870-2-124902 口座名 社会人バドミントン